

令和 3 年 5 月 27 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01400

研究課題名(和文)「法教育」の具体化のための「民事裁判と文学」に関する理論的実践研究

研究課題名(英文) Theoretical and Practical Research on "Civil Adjudication and Literature" for the Realization of "Legal Education"

研究代表者

川嶋 四郎 (Kawashima, Shiro)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70195080

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、「法と文学」研究を深め、その成果を、市民教育として一般的に生かすための実践的な研究課題である。具体的には、一方で、中学生・高校生向けの教材として編み、実践的な法教育に生かすとともに、他方で、市民目線の制度改善へと連動させるために、現行民事裁判制度のために理論的・実践的な提言をも行うことを目的とする。2001年の『司法制度改革審議会意見書』を起点とした司法制度改革後も、市民生活にとって身近なものであるはずの「民事裁判」の領域では、国民の司法参加が未だ制限的であり、知名度も低いのが現状である。そこで、市民にとって「誰一人取り残されない民事訴訟法」の実現を目指して様々な提言を行なった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでほとんど論じられていなかったものの、これからの日本を支える中高生にとっても、市民生活に不可欠な民事裁判や民事手続法は、未知の異空間として近づきたい雰囲気醸し出している。日本学術会議の法教育関係の分科会に積極的に参加し、また、様々な機会に「法教育」・「法学教育・法曹養成教育」等の成果を踏まえ、研究成果の一端を公表してきたが、今後も、中高生や教員に利用可能な民事裁判の手引きの作成とそれに基づく教育実践を行いつつ、民事裁判が分かりやすく利用しやすく頼りがいのある法的救済システムとなることができるように具体的な改革提言を行い続けたい(業績後述)。

研究成果の概要(英文)：This research subject is a practical research for deepening "law and literature" research and making the best use of the results as citizen education in general. Specifically, on the one hand, it is to write and edit teaching materials for junior high school and high school students, and it is utilized in practical legal education, and on the other hand, it is theoretical for the current Japanese Court System in order to link it with the improvement of the system from the citizen's perspective. The purpose is to make practical recommendations. Even after the reform of the judicial system, which started from the "Recommendations of the Council for the Reform of the Judicial System" in 2001, the participation of the people in the Judiciary is still limited in the area of "Civil Trial", which should be familiar to the lives of citizens. As current situation is that it is not well known, various proposals were made with the aim of realizing "Inclusive Civil Procedure" for the citizens.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟法 法教育 法曹養成 民事救済法 法と文学 司法制度 正義・司法へのアクセス 紛争解決

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2001年の『司法制度改革審議会意見書』を起点とした司法制度改革後も、遺憾ながら、市民生活にとって身近なものであるはずの「民事裁判」の領域では、国民の司法参加が未だ制限的であり、知名度も低いのが当時の現状であった。しかし、それは現在でも変わらない。

そこで、成人年齢の引下げ、裁判員裁判の定着、新科目「公共」の高校教育導入、民事裁判のICT化などを背景に、市民にとって「誰一人取り残されない民事訴訟法」の実現を目指して様々な提言を行なう必要性を感じた。

2. 研究の目的

本研究課題は、「法と文学」研究を深め、その研究成果を、一方で、中学生・高校生向けの教材として編み、実践的な法教育(民事裁判に関する法教育)に生かすとともに、他方で、市民目線の制度改善へと連動させるために、現行民事裁判制度のために理論的・実践的な提言をも行うことを目的とする。司法制度改革後も、民事裁判の領域では、国民の司法参加が未だ制限的であり、刑事裁判と比較して知名度も低いのが現状である。それゆえ、これからの日本を支える中高生にとっても、市民生活に不可欠な民事裁判や民事手続法は、未知の異空間として近づきたい雰囲気醸成を醸し出している。そこで、これまでの「法教育」・「法学教育・法曹養成教育」等の実践成果を踏まえ、教育実践の基礎資料を作成し、民事裁判が分かりやすく利用しやすく頼りがいのある法的救済システムとなることができるように具体的な改革提言を行うことを目的とした。その研究成果として、市民にとって「誰一人取り残されない民事訴訟法」の実現を目指して様々な提言を行なった。

3. 研究の方法

本研究プロセスの3カ年間で、以下の4期に区分し、各期間の進捗状況を考慮しながら、ステップ・アップ方式での研究を遂行した。

第1期：研究基礎形成期(平成30年4月～31年3月)では、日本では、これまで必ずしも十分には蓄積がない「法と文学」や「法教育」に関する基礎的文献(邦語、英語、独語の書籍)を収集・分析・整理し、国内で研究調査等を行った。これと並行して、教材や論文の具体的構想を企画・定立した。

第2期：研究展開実践期(平成31年4月～令和1年9月)にも、文献調査に加えて、図書館や裁判所等において研究調査を行った。並行して、教材や論文へのまとめ、具体化を行い公刊の準備をした。

第3期：研究展開・成果産出期(令和1年10月～2年3月)には、民事裁判への改革提言案等の作成を行った。なお、この期には研究の進度に応じて翌年度の企画詳細をも考案した。

第4期：成果公表・展開期(令和2年4月～33年3月)には、学会報告等を行い、研究成果を公表するとともに、民事裁判・民事手続に対する改革・改善提言を具体的にを行ったが、それは現在も続いている。

4. 研究成果

研究期間を通じて、様々な研究を行ない、以下のような研究成果を得ることができた。なお、著書、論文および学会報告のみを記し、判例研究等は割愛した。なお、今でも、「誰一人取り残されない民事訴訟法」の実現を目指して様々な提言を行なう必要性今後継続して、研究成果を公刊して行きたい。

(単著)

- ・『民事訴訟法概説〔第3版〕』弘文堂 2019年
- ・『民事訴訟の簡易救済法理』弘文堂 2020年

(共編著)

- ・『はじめての民事手続法』(笠井正俊、上田竹志、濱崎録、堀清史、浅野雄太各教授と共著)有斐閣 2020年
- ・『民事執行・保全法』(野村秀敏、大内義三、河崎祐子、園田賢治、柳沢雄二、川嶋隆憲教授と共著)法律文化社 2021年

(論文)

- ・「民事裁判における『手続的正義』規範の可能性と限界・覚書 - 『手続的正義』を用いた判例の関連判例に関する若干の覚書」同志社法学400号1 - 42頁 2018年9月
- ・「『民事訴訟と信義則』論における新たな局面について - 裁判所の行為への信義則の適用可能性に関する覚書」同志社法学401号53 - 112頁 2018年11月
- ・「日本における調停過程への一視角 - 新しい『和の精神』による調停を求めて」

熊本法学 145号123 - 168頁 2019年3月

- ・「日本における民事紛争解決の歴史と現況 - 調停への視座を求めて」
調停時報 202号53 - 68頁 2019年3月
- ・「アジア民事訴訟法改革の基本スタンス - ベトナムにおける民事訴訟法改正支援等に焦点を当てて」
金子由芳編『アジアの市場経済化と民事法』46 - 75頁
神戸大学出版会 2019年3月
- ・「One Aspect of Civil Procedure Reform in Asia: Placing the Focus upon Vietnam」Yuka Kaneko ed., Civil Law Reforms in Post-Colonial Asia; Beyond Western Capitalism (Kobe University Monograph Series in Social Science Research)101-129, Springer, 2019,3
- ・「訴訟内非訟手続の手続形成に関する一点描 - 最高裁平成29年9月5日第三小法廷決定を素材として」
同志社法学 404号213 - 232頁 2019年4月
- ・「司法制度改革と日本司法の国際化 - 法科大学院における法曹養成の国際化課題に法学のすすめ」中谷和弘 = 高山佳奈子 = 阿部克則編『グローバル化と法の諸課題 - グローバル化の諸課題』75 - 89頁 東信堂、2019年7月
- ・「民事訴訟における私文書の成立の真正に関する『二段の推定』についての覚書」『現代民事手続法の課題〔春日偉知郎先生古稀記念〕』53 - 83頁 信山社 2019年7月
- ・「株主代表訴訟における文書提出命令の判断方式に関する一視点・覚書 - シャルレ株主代表訴訟事件に関する文書提出命令事件を素材として」名城法学〔浅木慎一先生退職記念号〕69巻1・2合併号197 - 215頁 2019年11月
- ・「簡易裁判所における司法委員制度について - 『市民の司法参加』の促進を目指して」同志社法学 408号1 - 36頁 2019年11月
- ・「日本におけるADRの概観 - 『調停』と『仲裁』を中心にして」(ベトナム語)
1 - 40頁 JICA・法務省法務総合研究所 2020年2月
- ・「弁護士会照会に対する報告義務の確認の訴えの適否に関する覚書 - 訴訟を通じた手続形成とその限界について」
『民事手続法の発展〔加藤哲夫先生古稀記念〕』65 - 86頁 成文堂 2020年3月
- ・「未来の物語 - 民事訴訟への市民参加に向けて」陪審裁判を考える会編『民事陪審裁判が日本を変える - 沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察(裁判員制度10周年記念出版)』58 - 63頁 日本評論社、2020年5月
- ・「Promulgation of Civil Procedure in Vietnam from the Viewpoint of Japanese Technical Legal Support」Édité par, Béatrice Jaluzot, Droit japonais, droit français, quelle réforme ? 239-250, Carl Heymanns Verlag, 2020.10
- ・「法曹の世界を『三方よし』から『司法よし』へ」高中正彦 = 石田京子編『新時代の弁護士倫理』295 - 296頁 有斐閣、2020年12月
- ・「『民事裁判のICT化』と臨床法学教育 - 『憲法価値』の真の実現を目指して」
『法曹養成と臨床教育13』100 - 106頁 2021年3月、ほか

(学会報告等)

- ・「One Trend of Development of the Civil Dispute Resolution System in Southeast Asia; Coevolution between Civil Procedure and Conciliation」2018.12.29
ALSA 2018, Model Conflicts in Asian Law, Bond University, Gold Coast, Australia
- ・「One Aspect of ADR in Japan」2019.11.27 Tuebingen University, Germany
- ・「Court-Annexed Conciliation in Japan - Coming Centennial Anniversary of Conciliation」2019.12.13 ALSA 2019, Judicial Reform and Dispute Resolutions in Asian Emerging Economies, Osaka University, Japan
- ・講演「日本における調停の歴史と手続、文学」
神奈川調停協会 2020年2月1日 神奈川県民センター
- ・講演「裁判所外のADRにおける日本の現状と国際的潮流」
法務省法務総合研究所 2020年2月28日 法務省赤煉瓦庁舎
- ・「『民事裁判のICT化』と臨床法学教育 - 『憲法価値』の真の実現を目指して」
臨床法学教育学会 2020年6月20日 立命館大学オンライン開催
- ・「民事裁判のICT化」について
日本司法書士会 2021年3月12日 日本司法書士会オンライン開催、ほか

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 146
2. 論文標題 「日本における調停過程への一視角 - 新しい『和の精神』による調停を求めて」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 123-168
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 202
2. 論文標題 「日本における民事紛争解決の歴史と現況 - 調停への視座を求めて」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 調停時報	6. 最初と最後の頁 53 - 68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 1
2. 論文標題 「アジア民事訴訟法改革の基本スタンス - ベトナムにおける民事訴訟法改正支援等に焦点を当てて」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金子由芳編『アジアの市場経済化と民事法』	6. 最初と最後の頁 64 - 75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Shiro Kawashima	4. 巻 1
2. 論文標題 「One Aspect of Civil Procedure Reform in Asia: Placing the Focus upon Vietnam」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Kaneko ed., Civil Law Reforms in Post-Colonial Asia	6. 最初と最後の頁 101 - 129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 404
2. 論文標題 「訴訟内非訟手続の手続形成に関する一点描 - 最高裁平成29年9月5日第三小法廷決定を素材として」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 213-232
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 1
2. 論文標題 「司法制度改革と日本司法の国際化 - 法科大学院における法曹養成の国際化課題に法学のすすめ」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中谷和弘 = 高山佳奈子 = 阿部克則編 『グローバル化と法の諸課題 - グローバル化の諸課題』	6. 最初と最後の頁 75 - 89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 1
2. 論文標題 「民事訴訟における私文書の成立の真正に関する『二段の推定』についての覚書」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『現代民事手続法の課題 (春日偉知郎先生古稀記念)』	6. 最初と最後の頁 53 - 83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 69-1・2
2. 論文標題 「株主代表訴訟における文書提出命令の判断方式に関する一視点・覚書 - シャルレ株主代表訴訟事件に関する文書提出命令事件を素材として」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名城報学	6. 最初と最後の頁 197-215
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 408
2. 論文標題 「簡易裁判所における司法委員制度について - 『市民の司法参加』の促進を目指して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1 - 36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 401
2. 論文標題 「『民事訴訟と信義則』論における新たな局面について」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 53 - 112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 146
2. 論文標題 「日本における調停過程への一視角」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 1 2 123 - 168
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎	4. 巻 202
2. 論文標題 「日本における民事紛争解決の歴史と現況」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 調停時報	6. 最初と最後の頁 48 - 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shiro Kawashima	4. 巻 1
2. 論文標題 「One Aspect of Civil Procedure Reform in Asia」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Yuka Kaneko ed. Civil Law Reforms in Post-Colonial Asia	6. 最初と最後の頁 101 - 129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Shiro Kawashima
2. 発表標題 「One Aspect of ADR in Japan」
3. 学会等名 Tuebingen Seminar, Germany (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shiro Kawashima
2. 発表標題 「Court-Annexed Conciliation in Japan - Coming Centennial Anniversary of Conciliation」
3. 学会等名 ALSA 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川嶋四郎
2. 発表標題 「日本における調停の歴史と手続、文学」
3. 学会等名 神奈川調停協会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川嶋四郎
2. 発表標題 講演「裁判所外のADRにおける日本の現状と国際的潮流」
3. 学会等名 法務総合研究所（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 川嶋四郎 = 笠井正俊編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 50
3. 書名 はじめての民事手続法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------